



平成 21 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 ケンコーコム株式会社
代表者名 代表取締役 後藤 玄利
(コード番号 3325 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 片岡 敬三
執行役員管理本部長
TEL 03-3584-4156 (代表)

改正薬事法にまつわる改正省令に対する 当社の見解ならびに今後の医薬品販売方針について

平成 21 年 6 月 1 日、新たな医薬品の販売体制を定める改正薬事法が施行されました。この法改正に関連した改正省令に対する当社の見解、ならびに今後の医薬品販売における当社の方針は下記のとおりであります。

記

1. 医薬品のネット販売を規制する省令

平成 21 年 2 月 6 日公布

『薬事法施行規則等の一部を改正する省令』
(平成 21 年厚生労働省令第 10 号、以下「2 月 6 日改正省令」)
主な内容：第 3 類医薬品以外の医薬品の通信販売を禁止する。

平成 21 年 5 月 29 日公布

『薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令』
(平成 21 年厚生労働省令第 114 号、以下「経過措置省令」)
主な内容：第 2 類医薬品の通信販売は、離島居住者及び以前からの継続購入と認められる購入者に限って 2 年間の経過措置を設ける。

2. 改正省令に対する訴訟の提起

当社は、「2 月 6 日改正省令」について、平成 21 年 5 月 25 日、憲法により保障された「営業の自由」を何らの合理的根拠なく侵害するとともに、薬事法の授權の範囲を超える、違憲・違法な省令であるとし、医薬品ネット販売の権利の確認と改正省令の無効確認・取消しを求め、他 1 社とともに「医薬品ネット販売の権利確認請求、違憲・違法省令無効確認・取消請求事件」訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

「2 月 6 日改正省令」は、違憲無効であり、医薬品ネット販売については本来継続する権利がある、というのが当社の主張であります。

3. 今後の医薬品販売に関する当社の方針

当社は、「2月6日改正省令」は無効であり、法的に従う義務はないものと認識しております。

しかしながら、当社は外観的に存在する法を無視することなく、やむをえず当面は、「2月6日改正省令」及び「経過措置省令」のルールに則る形で、第2類医薬品及び第3類医薬品のインターネット販売を継続してまいります。

4. 当社の業績への影響

「経過措置省令」の公布後、厚生労働省より通知（平成21年5月29日薬食発第0529002号医薬食品局長通知）が発令されました。この通知も違憲・違法な省令を前提とするものでありますが、前記と同様の理由により、さしあたりこの通知に則り医薬品の販売を行うものとして、あらためて平成22年3月期の業績予想の精査を行いました。

その結果、平成21年5月14日に公表した通期連結業績予想に対して、売上高500百万円減（4.0%減）、営業利益95百万円減（51.4%減）、経常利益95百万円減（55.9%減）、当期純利益95百万円減（76.0%減）を予想しております。

詳細につきましては、本日公表している『業績予想の修正』をご参照ください。

以上